

## 「介護予防・生活支援サービス事業」

「要介護認定で非該当、要支援1・2と判定された方」と「基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方」が受けられるサービスです。  
なお、「要介護1～5と判定された方」は今までどおりの介護サービスを利用できます。

### 訪問型サービス

- ホームヘルパーが身体介助・掃除・洗濯・調理などの支援を行います。  
**(これからの南三陸町の取り組み)**
- 掃除・洗濯・ごみ出しや通院のお手伝いをするなどの住民ボランティアを育成し、身近なところで受けられるサービスの提供を検討していきます。



### 通所型サービス

- 通所介護施設が食事、健康管理、機能回復やレクリエーションを行います。  
**(これからの南三陸町の取り組み)**
- 地域住民などによるコミュニティサロンやNPOや民間企業等によるミニデイサービスなどを通じて、軽運動やレクリエーションなどを行う「通いの場」を増やしていきます。

### 生活支援サービス

- これから南三陸町の取り組み
- 地域の人やボランティアが主体となって、定期的に訪問をするなどして声掛けをしたり、ちょっとした生活支援や見守りを行うようなネットワークをつくりていきます。



## 「一般介護予防事業」

### 介護予防普及啓発事業

- 介護予防教室（いきいき教室）  
各地区で介護予防や健康増進の講話を行い、住民のみなさんの意識向上や健康維持につなげます。



### 地区介護予防活動支援事業

- 地区活動（通いの場）応援事業  
住民のみなさんが運営する通いの場の立ち上げや活動内容の拡大のための支援をします。  
地区や公民館など、教室の実施を希望するところへ講師を派遣するなど、地域包括支援センターがスタートを支援します。

## 南三陸町ではこのような事業も行っています

### 介護に対する支援

- 認知症センター養成講座  
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症センター」を1人でも多く増やすため、地域や団体、学校などで出前講座を実施しています。
- 介護職員初任者研修  
介護職員人材確保のため、介護職員初任者研修を実施し、介護職員の育成を実施しています。
- 高齢者に関する相談  
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが高齢者に関する様々な問題の相談を受け、住み慣れた環境のもと、自分らしい生活を続けられるような支援を行います。
- 家族介護支援事業  
要介護者を自宅で介護している家族の介護に対する相談や介護家族の気分転換する場として、介護家族交流会を開催しています。
- 家族介護用品支給事業  
在宅の寝たきり等の理由により排泄及びその処理に当たり紙おむつ等を必要とする者に対し、本人または介護家族の在宅生活を支援するため、介護用品を支給しています（所得要件等の条件があります）。

### 問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041  
地域包括支援センター ☎46-5588

平成28年4月から

# 介護保険制度 が変わります

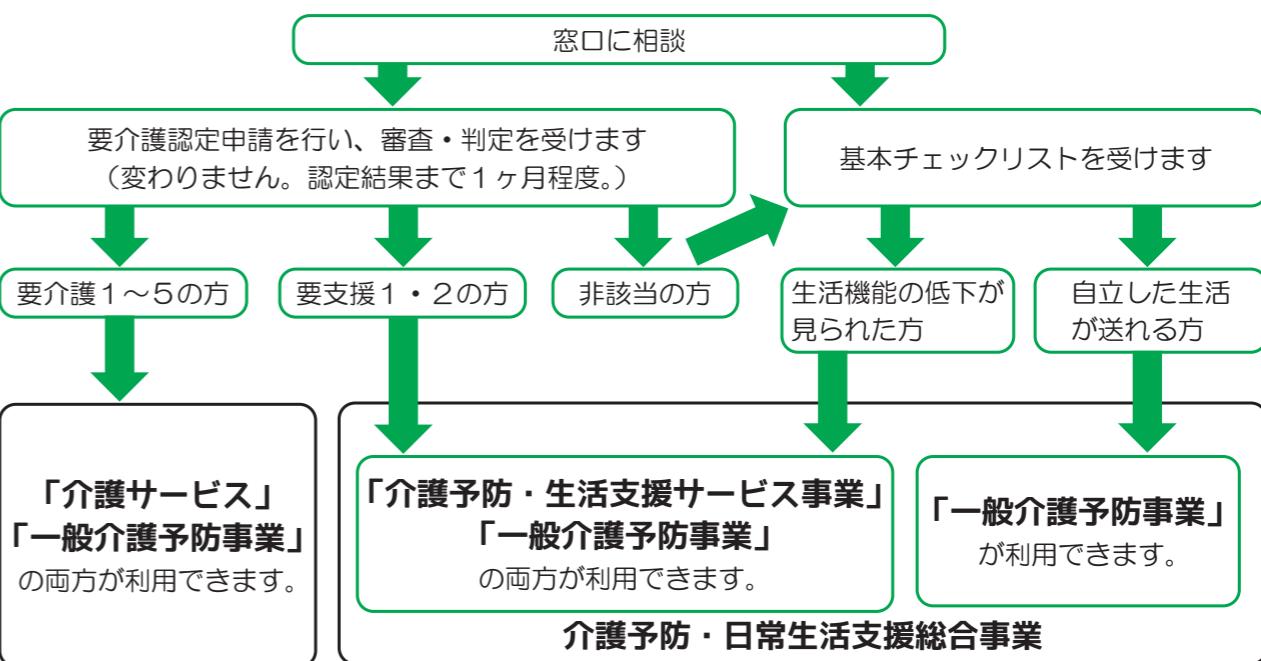
これからの介護保険事業は、自立できる人にはできる限り自立を支援し、「住み慣れた地域でいつまでも自分らしく自立して生活していく」ことを目標に運営していきます。

そのため、平成28年4月から、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。

この事業は、65歳以上の方々を対象にその方の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

### サービス利用の手続きが変わりました

地域包括支援センターの窓口へ日常生活上の相談に来られた方に身体状況、生活状況をお聞きするとともに、「基本チェックリスト」にて確認を行い、生活機能が低下しているかどうかを判断します。そして、その方に適したサービスのご提案をします。なお、介護が必要と思われる方は、基本チェックリストではなく、要介護認定の申請をご案内します。



※要支援1・2の方も受けられる介護サービス等もあります。（福祉用具貸与・購入、住宅改修など）

### ☆介護保険制度が変わり、受けられるサービスが増えます

#### これまでのサービス

- ・ホームヘルパーによる支援。
- ・通所介護施設によるデイサービスなど、専門的なもの。

#### 新しいサービス

- ・住民ボランティアやNPOなどによる生活支援（掃除・洗濯・ごみ出し・通院のお手伝いなど）。
- ・地域住民などでつくる通いの場（軽運動レクリエーション）の提供。

これから、地域のみなさんで作っていきましょう！